

受験上の注意

試験当日

- ①試験当日は建物に入場もしくは試験室に入室する際に受験票の確認を行いますので、提示しやすいように準備してください。
- ②試験当日は試験室換気のため窓の開放等を行う場合があるため、上着など暖かい服装を持参してください。また、試験会場で食堂および売店の営業はありませんので、昼食は各自で用意してください。
- ③受験者は試験当日、所定の時刻までに所定の試験室に入室してください。
- ④受験票は必ず携行してください。受験票を忘れた場合や試験会場で紛失した場合は、速やかに本学関係者に申し出てください。
- ⑤試験開始後、30分以内に試験室に入室できない場合は以後の受験はできません。ただし、公共交通機関の遅延、災害等やむを得ない事情により、試験開始時刻に到着できない場合は、直ちに入試広報課まで電話連絡をし、指示を受けてください。
- ⑥机上に置けるものは、受験票・黒鉛筆・シャープペンシル・消しゴム・鉛筆削り・時計・メガネ・ハンカチ・ティッシューパー（袋から取り出したもの）・目薬です。これら以外はかばんなどにしまってください。また、席を離れる際は、必ず受験票を携行してください。
- ⑦筆記用具はHB以上の鉛筆またはシャープペンシルを使用してください。また、時計は腕時計で計算機能等のないものとします。
- ⑧携帯電話や音の出る機器は、試験教室に入る前に必ずアラームの設定を解除し電源を切ってかばんなどに入れてください。また、アラームや時報機能のついた時計は、試験教室に入る前にアラームや時報の設定を解除してください。
- ⑨不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退出を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また、受験した全ての成績が無効となります。
- ⑩気分が悪くなるなど身体に異常が生じた場合には、本学関係者に申し出てその指示に従ってください。

受験上の配慮について

身体に障がいのある等の理由により受験上の配慮を希望する志願者は、出願前に受験上の配慮申請書を提出し、受験上の配慮内容について志願者事前相談を行うことにしています。受験上の配慮を希望する志願者は、各試験区分の出願開始日2週間前までに入試広報課に申し出てください。

〈申請に必要な書類〉

- ①受験上の配慮申請書(Webサイトよりダウンロード可)
- ②障がい等に応じた医師の診断書または障害者手帳の写し

学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症に関する注意事項

- ①志願者が学校保健安全法施行規則で出席停止が定められている感染症(新型コロナウイルスやインフルエンザ等)に罹患した場合、その感染症が他の受験者や監督者に広がるおそれがありますので、担当医師が「感染のおそれがない」と認めない限り、原則として本学入学試験の受験はできません。
- ②学校保健安全法施行規則で出席停止が定められている感染症に罹患し、治癒していないために本学入学試験を欠席する場合、志願者の受験機会を確保するため、追加の入学検定料は徴収せずに、別日程への振替を行います。なお、志願者が振替を希望しない場合、または振替できない試験区分の場合は入学検定料を返還しますので、入試広報課にお問い合わせください。また、欠席者(指定校推薦を除く)への追試験は実施しませんのでご了承ください。

試験会場の下見について

本学(玉名市)で実施する試験については、建物入口までとし、建物内には入れません。